

鳥取県告示第156号

鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例（平成7年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立童謡館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第241号（鳥取県立童謡館の利用料金について）は、平成21年3月31日限り廃止する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 入館料

区 分	金 額
個人（学生又は一般人に限る。）	1人1回につき 250円
団体（学生又は一般人の団体であって20人以上のものに限る。）	1人1回につき 200円

(2) 多目的ホール利用料

区 分	金 額
午前	1回につき 1,830円
午後	1回につき 3,660円
夜間	1回につき 4,580円
午前・午後	1回につき 5,500円
午後・夜間	1回につき 8,250円
全日	1回につき 9,170円

備考

- この表において「午前」とは午前9時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後6時から午後9時までを、「午前・午後」とは午前9時から午後5時までを、「午後・夜間」とは午後1時から午後9時までを、「全日」とは午前9時から午後9時までをいう。
- 多目的ホールを正午から午後1時まで（午前・午後又は全日の利用をする場合を除く。）又は午後5時から午後6時まで（午後・夜間又は全日の利用をする場合を除く。）の間に利用する場合の延長利用料の額は、午前又は午後の利用料の額を勘案して次のとおりとする。

区 分	金 額
正午から午後1時までの間に利用するとき	1時間当たりの午前の利用料の額の100分の120に相当する額
午後5時から午後6時までの間に利用するとき	1時間当たりの午後の利用料の額の100分の120に相当する額

- 多目的ホールを利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、この表に定める利用料の額に次の額を加算するものとする。

それぞれの区分に定める利用料の額の2割に相当する額（延長利用料にあつては当該延長利用料の額の2割に相当する額）

(3) 設備使用料

区 分		金 額
設 備 名	設置数量	
ピアノ	1	1台1時間につき 400円

オーバーヘッドプロジェクター	1	1式1時間につき	200円
マイク	6	1本1時間につき	100円
スライド映写機（スクリーンを含む。）	1	1式1時間につき	400円
ビデオプロジェクター（スクリーンを含む。）	1	1式1時間につき	450円
LDプレーヤー	1	1台1時間につき	250円
ビデオデッキ	1	1台1時間につき	250円
CDラジカセ	1	1台1時間につき	250円
DVDデッキ	1	1台1時間につき	250円
CD/MDプレーヤー	1	1台1時間につき	250円
持ち込み電源	—	1キロワットにつき	50円
パソコンプロジェクター	1	1台1時間につき	450円

2 承認日

平成21年3月12日